

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第162条に定める会長及び専務理事に支給する報酬、並びに会則第157条第2項に定める会員外の学識経験を有する理事（以下「外部理事」という。）及び同条第3項ただし書きに定める会員外の学識経験を有する監事（以下「外部監事」という。）に支給する報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の種類及び支給基準)

第2条 役員に支給する報酬の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長 年額3,000万円を超えない範囲内で理事会が定める額
 - (2) 専務理事 年額3,000万円を超えない範囲内で理事会が定める額
 - (3) 外部理事 月額10万円
 - (4) 外部監事 月額10万円
- 2 外部理事及び外部監事には、前項の報酬のほか、会議出席1日当たり次の各号に掲げる会議出席手当及び車代を支給する。
- (1) 会議出席手当
 - ア 3時間以内 5万円
 - イ 3時間超 10万円
 - (2) 車代 5,000円（ただし、鉄道等による交通手段の実費が5,000円を超えるときは旅費細則第6条を準用する。）
- 3 専務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当（給与法に準ずる。）を支給する。

(支給方法)

第3条 会長及び専務理事の報酬は、年額の12分の1の額を毎月支給する。

- 2 報酬等（前条第2項第2号の車代を除く。）は、毎月25日（当日が休日のときは前日に繰り上げる。）に支給する。
- 3 源泉所得税、社会保険料等は毎月の報酬から控除して支給する。
- 4 会長又は専務理事が、任期途中で退任したときは、月割計算により退任した月までの報酬を支給する。

(その他)

第4条 この細則に定めのない事項については、理事会において決定する。

附 則

この細則は、平成19年の定期総会終了後から施行する。

附 則（平成18年12月7日改正）

会則の体系的見直しにかかる改正規定は、会則第88条の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行する。

附 則（平成25年5月15日改正）

- 1 この改正規定は、平成25年5月16日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第2条の規定は、施行日以後就任する会長及び専務理事について適用する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。